

第201回内水面漁場管理委員会

- 1 日 時 平成21年7月24日(金)午後1時30分から
- 2 会 場 長野県職員センター
- 3 出席者
漁場管理委員12名
漁業者代表：三枝守、中澤章、古川薫美、松木照武、松本義明
採捕者代表：塩澤美芳、橋詰武、増澤久和
学識経験者：沖野外輝夫、片野修、竹原文子、水口憲哉
事務局
中村書記長 他3名
- 4 会議事項
 - (1) 議事録署名委員の指名
 - (2) 長野県漁業調整規則の変更について
 - (3) 平成20年増殖事業の実績について
 - (4) 遊漁料の審査基準について
 - (5) その他

沖野会長あいさつ 議事に入る。

沖野会長 それでは議事を始めさせていただきます。まず最初に恒例の議事録署名委員の指名をさせていただきますが、今日は中澤さん、片野さん、お二人にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは初めに本年度の委員会の予定について、事務局のほうからご説明いただきます。

事務局 平成21年度の漁場管理委員会の開催予定でございますが、3回の開催を予定しております。本日、7月24日が第1回目で、第2回目を11月、第3回を2月に行いたいと考えております。ご審議いただきます内容ですが、この後、説明いたします漁業調整規則についての案件、遊漁料の審査基準についてなどを予定しております。

それで本年度は、本日ご出席いただいております委員の皆様、第17期委員の皆様の任期ですが、これが満了する年でございます。任期が今年の11月30日までとなっております。したがって、今回と次回の11月の委員会までが17期委員の皆様で開催される委員会で、22年2月開催の委員会は、新たに選任された18期委員の皆様で開催されることとなりますので、ご承知おきいただければと思います。以上です。

沖野会長 何となく変則のような気もしますが、3回のうちの途中2回までが17期の、この委員の方の任期ということですので、ご承知おきをいただきたいというふうに思います。それではよろしいでしょうか。何か予定について、ご質問があれば伺いますが、よろしいで

しょうか。では続けさせていただきます。

議事の(2)のところですが、長野県漁業調整規則の変更について、事務局からご説明をお願いします。

事務局 (資料により説明)

沖野会長 ニジマスの禁漁期間の撤廃といいますか、削除。それからあとは場所の名称変更というのが主ですが。今のご説明に何かご意見、ご質問があれば。今日はこれで決めるということではなくて、次回、知事からの諮問があれば、それに対して協議をするということですので、今回、いろいろご意見を出しておいていただければというふうに思います。どうぞご意見、水口先生。

水口委員 ニジマスの禁止期間の解除、これはそういうことを求める地元があれば何も問題はないうと思うんですけども。これちょっと、事務局のほうで確認してほしいんですけども。これ、外来生物の委員会のほうで、ニジマスとブラウンが挙がっていて、ニジマスは多分ならないだろうという話なんですけれども、ブラウンのほうは該当するかもしれないんで、いろいろ水産庁から調査も来たと思うんですけども。そこらのところは、今、こういうことをやっても、ニジマスについては外来生物に指定されないということは、そこらの、何ていいますか、感触はどうなんですかね。これ、環境省も答えられないと思うんですけども。委員会が開かれないまま終わっているという話は聞いているんですけども。

沖野会長 いかがでしょうか、はい、どうぞ。

事務局 今、水口委員さんがおっしゃったのは、要注意種からその後いわゆる特定外来生物に上げるような議論がなされているかどうかというようなご質問ではないかと思うんですが、今のところ、そのような情報は入ってきておりません。あと、あくまでもこのニジマスの、いわゆる今まで繁殖保護していたものを、それをやめようということですので、あえて手厚く保護していこうという方向ではございませんので。いわゆるニジマスの再生産を保護していこうという考えとは違う方向ですので、それだけは確認したいと思います。

水口委員 もし、魚種的にそういうことに指定されたりすれば、考え方が全然違ってくるわけですよ。おっしゃるとおり、方向性というか、趣旨はそういう話ですけども。

事務局 おっしゃるとおりで、もしそのような動きになった場合は、根本からニジマスというものの見方を変えていかなければいけない問題になるかと思いますが。

沖野会長 改めて対応するということになるわけですね。

水口委員 ですから、できたら11月までに、そこらの感触を一応、正式には環境省のほうでは出さないとは思いますが、一応事務局としては、感触を確認しておいてほしいということです。

事務局 わかりました。そうさせていただきます。

沖野会長 はい、片野さん。

片野委員 期待される効果がここに書いてあって、非常にメリットが大きいという点はわかります。ただやっぱりデメリットが何があるかというのを、あらかじめ検討しておいたほうがいいと思うんです。私が思いますデメリットとして、まずイワナやヤマメがとられてしまうというおそれがありますね。これは、漁協としてもそれは困るから、こういうニジマス釣りをさせる区域というのをそれなりに考えてやると思うんですけども、そういう問題が一つあ

ると。

それから、例えば希少種が食われるとかね。でも長野県で川にニジマスを放流するようなところにいる希少魚というのは、僕の知っている限りあまりいないので、それはいいのかなという気はしますけど。支流なんかだったらあり得ますよね。それから、千曲川なんかは結構ハヤを重視していて、放流したりしていますね。そうするとニジマスがそのハヤを食べてしまうんじゃないかとかね。それから、残った大きいやつが今度アユを食べてしまうんじゃないかとか、そういう懸念はありますよね。そういうことをやっぱり漁業者にちゃんと説明しておいたほうがいいと思いますけど。だからだめだと言うんじゃないですよ。

沖野会長 どうぞ、事務局。

事務局 今、片野委員さんから、メリットはこうだけど、デメリットのことも十分考えるべきということでご意見をいただきましたけれども、そういった点、個々の河川等において、やはり十分検討した上でやっていかなければいけないことだと思います。ですので、調整規則のニジマスの禁漁期間を外しますけれども、外したとしましても、その段階でまだ各漁業協同組合の遊漁規則は現行のとおり禁漁期間が残っておりますので、その上で、今、片野委員さんがおっしゃったような、中に3点あったかと思うんですけども、そういったような点を十分考慮の上、その河川の漁協の漁場の特徴に合わせて、遊漁規則、行使規則のほうで運用の仕方を考えていくことで、今おっしゃったようなデメリットが生じないようにやっていけるかと思えます。

当然、このエリアでは禁止を解いてしまうと、イワナ、ヤマメにすごく影響を与えてしまうとか、あまりにもたくさんここに濃密にニジマスを放してしまうと、アユ漁業に影響を与えてしまうとかということも場所によってはあるかと思えますので、そういうことは遊漁規則を見ていくときに直せばと思います。

現段階で、調整規則のほうを解除しないと、すべて調整規則のほうで遊漁規則の上にある規則でございますので、利用することも全くできないという状況ですので、そのほうは何とか直したらどうかということでございますので。ありがとうございました。

沖野会長 ほかにいかがでしょうか。漁協関係の方、よろしいですか。これは知事のほうから…、失礼しました、三枝さん。

三枝委員 三枝ですが、今のご説明いただいた内容でいきますと、結局、調整規則は基本的にはニジマスのこの解禁をするんだということですが。対応については各単協の選択でいいよという、そういうことで理解してよろしいですか。

事務局 はい、そのとおりです。

三枝委員 はい、わかりました。

沖野会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、これは次回に知事から諮問があった段階でもう一回討議できるということですが。今日、出されたご意見について、十分考慮していただいて、単協のほうともよくご相談の上で決めていくというあたりをしっかりとわかりやすくしておくということが必要かと思えますので、事務局のほうでその辺を整理してやっていただきたいというふうに思います。

事務局 はい、わかりました。

沖野会長 それではこの件についてはそんな形で進めさせていただいて、次回に諮問があり次第

また再討議するという事にさせていただきます。

では次のものですが、(3)の平成20年度増殖事業の実績について、事務局、よろしいですよね、お願いします。

事務局 (資料により説明)

沖野会長 どうもありがとうございました。資料2の前2枚についてのご報告で、あとの2枚は参考資料ということですので。何かご質問おありでしょうか。はい、片野さん。

片野委員 今、ウグイの種苗が入手できなかったからというのがあったんですけども。佐久でのウグイの作出がうまくいかなくて、種苗がなかなかつくれなかったというのがあるんですけども。例えばこういうときに無理やりよその県の全然遺伝的な組成の違うようなものを持ってきて、どうしても放さなければいけないからといって、そういう変なものを放されるよりは、やっぱり県内の魚で調達すると。それであまり遺伝的な多様性が損なわれないようなものにするというようなことを重視したほうが、どうしてもこれ、指示量がこれだけだから、例えば九州のウグイを持ってきて放すとか、そういうことはやめたほうがいいと思うんですよね。

だから、逆に行政のほうも、そういう放流用の種苗が、この長野県の遺伝的組成を持つもので調達できるようにバックアップするということも大事ですし、その種ならばどこのものでもいいから放せばいいという考え方はとらないほうがいいんじゃないかと思うんですけど。そうすると、もう全然変なところからその種苗を持ってきて放すということになってしまおう。だから、それはやっぱりやめたほうがいいんじゃないかと思えますけど。

沖野会長 どうもありがとうございます。事務局のほうでもその辺はお考え、はい。

事務局 いわゆる放流による遺伝的かく乱の問題をご指摘いただいたかと思うんですが。なかなか、すべてを地のもので、そこにあるものの由来のもので放せるかどうかというのはなかなか難しいところがございますが。今後、やはりそういうことにつきましては、前回からも話題になっておりますけれども、産卵場造成といったような増殖手法だとか、そういったような天然再生産を助長するというような増殖方法というのも、場所ごとによって取り入れていくと。そういったような方法でも対応できるかと思いますので、今後、やはり検討していくべき課題ではないかと考えております。

沖野会長 よろしくお願いします。はい、水口さん。

水口委員 今の県内優先で、無理やり長崎なんかのを持ってきて放流することは考えものだという、そのとおりで、天然再生産重視ということもそのとおりなんですけれども。ただこれ、もう少しこの委員会としても、そこらのところを、大きな方向を少し確認しておいたほうがいいと思うんですよね。例えばワカサギ一つとってみても、これ最近ようやくわかったんですけど、中国でいっぱい増えているのは、もともとは霞ヶ浦と考えられていたんですけども、北朝鮮のものだということが最近わかったんですね。日本の生産量と同量ぐらい中国から入っているわけです、ワカサギは。それで、そうしますと、諏訪湖から全国に配布しているのはまさにそれをやっているわけで、相手のことを考えたら、それはいけないんだという話になるわけですよね。

そこらのところも含めて、この外来魚を含め、ニジマスも含めて、考え方をやっぱり整理しておかないと、だから環境省の外来生物の中の外来魚の委員会でも、いわゆる国内外来魚、

今、問題になっているのは国内外来魚の放流の問題なんですね。そこをどう考えるかというのもやっぱり少し出しておかないと、単純に、環境省の委員会では国内外来魚は問題だなというふうになってしまったんですね。だけどそれは、アユについても、それからサクラマスについても、それからサケについても、みんな何の総括も行われてないわけですね。結果としては、サクラマスはもうそういうのは意味ないんだという話になって、地元の天然産卵重視の方向に国も方向を変えつつあるんですけれども。

そこらの、何ていうか、大きな方向ですね。だから細かく、何が悪い、悪いというのは難しいんですけども、大筋だけは確認しておく必要があると思うので、そういう意味では今の天然再生重視というのは、非常に一番わかりやすい、一番大事な方向だと思うんですね。天然再生産が難しければ移殖するんだけど、その場合には県内重視という形で、そういう大枠はやっぱり出しておいたほうが良いと思いますけどね。

これ、今までは何も問題なくやってきたんですけども、生物多様性なんていうことになってきたんで、いわゆる内水面の放流事業は、一番生物多様性をかく乱する元凶だと言われている状況というのもやっぱり踏まえないと厳しくなると思うんですけどね。

沖野会長 ありがとうございます。基本的な問題と、いろいろ社会情勢の問題もあって、議論するとなかなか難しい問題が出てくるかと思うんですが、基本的な考え方だけはまとめておいたほうが良いのかなというふうに私も思いますので、機会があるときにそういう場を設けるか、何らかの対応をしていければというふうに思いますが。これは、今どうしようと、すぐということでもないので、事務局のほうでも頭に入れておいていただければというふうに思います。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。これ、262分の9というのは、このコイを外して262項目。

事務局 すみません、説明をしません。コイについては、今、KHVの関係で放流しなくてもやむを得ないだろうということになっておりますので、入っていません、9は。

沖野会長 入っていないですね。それではよろしいでしょうか。それでは、今日は、これはご報告ということで、先ほどの水口さん、片野さんからのご意見も含めて、今後、どう対応するか、委員会でどうしたらいいかというあたりも、事務局と相談していきたいというふうに思います。

では続きまして、(4)の遊漁料の審査基準について。これは3年ぐらい前から、水口先生からもご提案があったりして、対応しなければいけないと思っていたんですが、なかなか時間がとれなくて延び延びになっていきましたが、少し時間がとれるようになってきましたので、この審査基準についての見直しというか、検討をしてみたいということを出されたものですが、事務局のほうからご説明願います。

事務局 (資料により説明)

沖野会長 ありがとうございます。ここで最初から議論をするとなかなか取りまとめが難しいということと、専門的な知識がなければいけなかったり、関係者の意見の調整もあるということで、小委員会でまとめたものを出していただいて、ここで議論するのがよかろうということで、小委員会をつくりたいということの提案ですが、その小委員会の設置要領、案としてここに資料3を出させていただきました。まずこの設置要領について、ご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。簡単な中身についてを説明していますので、大まか

な取り決めということなのですが、議論を先延ばしすることもできませんので、できれば次回のときに、その案に基づいて検討がこの場でできればということですが、何か設置要領について、不備の点があればご指摘いただきたい思います。

よろしいでしょうか。目的と委員の選任、それから定数とか運営のことです。もしこの案でよろしければ、これを認めていただいたということにしていただきまして、この場で小委員会の人選をしていただくということになります。そちらのほうへ進めてよろしいでしょうか。ではそうさせていただきます。

まずは、とりあえずこの遊漁料に関する小委員会の設置要領を認めていただいたということで、大変ご苦勞をおかけしますが、短い期間にやっていただくことになるんですが、委員の、小委員会の定数3名程度と、3名だけということではないですが、3名程度ということで委員を選定していただきたいというふうに思いますが。立候補があってもよろしいんですが、とりあえず、進める上で事務局のほうで案を練っていただきました。ですので、申しわけないんですが、事務局のほうからのメンバーの発表をしていただいて、それについてご議論いただければと思います。それでは配ってください。

事務局 ありがとうございます。それではお決めいただきましたので、まず設置要領(案)の案を消していただきまして、附則の施行日でございますけど、本日の7月24日ということをお願いいたします。今、事務局案をお配りしておりますので少々お待ちください。

沖野会長 お手元に届きましたのが小委員会のメンバーをお願いするということになりますが。漁業者の代表と、それから採捕者の代表、それに中間的立場ということで学識経験者という形で、3名で大変ご苦勞をおかけするとは思いますが、まとめていただければというふうに、事務局のほうで案を出していただきました。何か事務局のほうからご説明があれば。

事務局 事務局のほうで僭越ながら小委員会委員の案ということで出させていただきました。今、お決めいただいた設置要領の中で、専門性等を考慮に入れとなっておりますので、漁業者代表、採捕者代表、学識経験者、それぞれのお立場から1名ずつ、計3名をお願いしたいと思っております。

まず漁業者代表ということでございますが、犀川漁協組合長であられ、長野県漁連の会長でもある三枝委員さんをお願いしたいと思います。

次に採捕者代表のお立場でございますが、日釣振長野県支部の顧問でいらっしゃる、遊漁者の立場で審議いただけるということとともに、漁協の運営についてもご理解いただいているということで、塩澤委員さんをお願いしたいというふうに考えております。

そして学識経験者でございますが、本案件について問題提起をいただいた水口委員さんをお願いしたいと考えております。そして水口委員さんには、一応お立場的に、公平なんているのも変ですけども、遊漁料の関係ですので、漁業者、遊漁者という対角の構造にございますので、その上で学識経験者の公平な立場ということで座長に就任していただきまして、ご自分のご意見も出していただきながら、小委員会での意見をまとめていただければと考えております。以上、小委員会の選任についてでございますけれども、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

沖野会長 ということで、お3名の方、事務局のほうからお願いして、取りまとめを水口さんをお願いするということの提案ですが、いかがでしょうか。

出席者一同 異議なし。

沖野会長 では異議のないようですので、大変短い期間で、お忙しいお体のところ申しわけないんですが、次回までにおまとめいただいて、ここで検討するようにしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。3人の方、よろしくお願ひいたします。

それでは(4)のものも終わりました、その他ですが、野尻湖の關係の報告を事務局のほうからしていただくということで、オオクチバス等の再放流禁止に關係する報告と。事務局のほうからお願ひいたします。

事務局 その他でございますが、今、会長さんが言われましたとおり、オオクチバス等の再放流禁止指示に關しまして、若干、情勢報告をさせていただきます。この4月1日から野尻湖につきましては、再放流禁止指示が解除となりました。4月1日ではないのですが、4月2日に事務局のほうで現地を見にまいりまして、逸出防止装置である網及びスクリーンが運用されているのを確認してまいりました。

あと野尻湖漁協にありましては、6月と7月、2回、県庁のほうにおいでいただきまして、状況をお聞きしました。計画どおり施設の管理をされているとともに、逸出監視のための採捕を組合としてもやっておるわけですが、オオクチバス、コクチバスはとれていないとのことです。

この野尻湖の案件につきましては、逸出魚の調査を漁協だけではなく県としても、委員会としても行うということが決まっておりますけれども、現在、この野尻湖の下流に当たります池尻川、関川を管轄いたしております、それぞれ北信漁協さん、関川水系漁協さんと、電気ショッカーを調査で使わせていただくことについての同意をお願いしまして、先ごろ同意をいただきました。長野県、新潟県のそれぞれの漁業調整規則の特別採捕許可がないとショッカーが使えませんので、その許可の申請の準備を現在行っております。

今年、野尻湖で生まれたバスがもし下流に逸出したとすると、あまりにも小さいと電気ショッカーでもちょっととれませんで、それが大体今までの調査の事例から見ますと、8月になれば、最も小さくて何とか電気ショッカーでとれるぐらいのサイズになりますので、この8月には調査をしたいと思っております。あと、過去のほかの機関の調査で、採捕事例というのが9月下旬から10月にかけて池尻川でとれていますので、そのときも外さず、計、少なくとも2回は調査を行う計画であります。そういったしますと次回の11月の委員会には、その私どものほうで行う調査の結果を報告できるかと思ひます。

なお、この調査、電気ショッカーを使わせていただきたいということで、打ち合わせに関川の漁協さんのほうにまいったわけなんですけれども、その際、関川水系漁協さんでも、独自に投網の調査をやっておられると。それについて、どうですかとお聞きしたところ、関川ではかなり下流のほうですね、新潟に入ってかなり下流で、上越市の高田地域というところがあるんですが、今、「天地人」で有名になっているところなんですけれども、そこよりも下流では、オオクチバスはとれると。ただそのみで、上流の妙高のあたりですね。いわゆる関川の本当に野尻湖から下ったところでは、バス類は捕獲されていないと。投網ですけれども、捕獲されてないとおっしゃっていました。

このような再放流禁止指示が出たことについての広報活動でございますけれども、昨年からポスター・看板の配布・設置に努めてまいりました。本年度は新たに、こちらで、今、事

務局の者が見せておりますけれども、このようなポスター、700枚弱配布いたしまして、漁協中心に配布させていただきました。あと看板ですけれども、今、これは紙ですけれども、紙でなくてももう少しボードになっているもので、これは外に張れるもので、このような看板をつくりまして、90枚配布いたしました。木崎湖や千曲川の更埴地域と、バス釣りにいらっしゃる方が多いような地域には、この看板を設置するようにしております、広報に努めておりますので、以上、報告とさせていただきます。

沖野会長 ありがとうございます。まだ始まって間もないので、設備自体は見に行っていますけれども、その後、結果がどうなるかということの最初のご報告ですが、逐次いろいろな結果が出次第、お知らせしていければというふうに思っています。それから調査のほうも、新潟のほうとの共同調査もあるわけですね。その辺のところ、新潟県との関係もうまくいければというふうに思っております。

事務局 すみません、言い忘れました。関川水系の調査は、新潟県と共同で行います。

沖野会長 何かこれについて、ご質問、またはご意見があればお伺いしたいと思います。始まって間もないので、まだどうなるかわかりませんが、慎重に見ていきたいということですが、はい、どうぞ、松木さん。

松木委員 野尻湖漁協の松木でございますが、今ほど高田のお堀から下流のほうですね、見つかっているのは、上流のほうはないということなんですが。私どもも、月に2回ずつ、投網を持ったり、たもを持って、一応調査をしているんですが、まだ今のところ、そういう点では1匹も入っておりません。私も確認しております。

ただ、一番困るのは、今、ちょっとありました、カワウが非常に繁殖してしまっていて、それでバスももちろんでしょうけれども、フナ類が追われて、そしてそのカワウが来ると、厚さ1メートル以上の魚の群れが、もう水面変わるぐらい岸に来まして、水が濁ってすぐわかるんですね。そういうことで、非常にカワウの被害が出てきているなということ、今、感じておりますけれども。

沖野会長 ありがとうございます。何かほかにもございますでしょうか。なければ一応、事務局で用意した報告事項はこれで終わりにしますが、大分早く終わっていますので、何かこの際、ご意見なり、ご質問なりあればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。会議は短ければ短いほどいいということで、後の時間を有効に使っていただければと思いますが、今日はすべて報告事項ですが、次回にそういう検討事項がありますので、また今日の資料を見直していただいて、次回、ご意見があればお述べいただきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。ご協力いただいて短い時間で終わりました。では事務局のほうで後をお願いします。

事務局 ありがとうございます。本日は円滑なるご審議をいただきましてありがとうございました。これもちまして第201回長野県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

議事録署名委員

議事録署名委員

